

**【文書名】**

○香川県暴走族等の追放に関する条例施行規則の解釈及び運用要領について

(令和5年12月26日付け香交指第170号)

**【概要】**

香川県暴走族等の追放に関する条例施行規則（平成15年香川県公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）に関する事務を適正に行うために、規則の解釈及び運用要領について必要な事項を定めたものである。

運用要領の内容は、

- 環境調査（規則第3条関係）
- 相談への対応（規則第4条関係）
- 少年等への援助の措置（規則第5条関係）
- 保護者への要請（規則第6条関係）
- 事業者等への協力依頼（規則第7条関係）

である。